ＭＮＯ		一次ＭＶＮＯ		(1)　回線数	(2)　(1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務（同条第１号及び第２号チに掲げるものを除く。）の回線数	(3)　(1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号			
合計						
参考事項						

注１　この様式において、ＭＮＯとは、基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

２　この様式において、一次ＭＶＮＯとは、ＭＮＯの電気通信回線設備と接続し、又はＭＮＯが提供する卸電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。

３　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

４　卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供するものであるときは、当該電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

５　ＭＮＯごと及び一次ＭＶＮＯごとに回線数を記載することとし、記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。

６　自らが一次ＭＶＮＯである場合、一次ＭＶＮＯの「事業者名」及び「法人番号」の欄には、自らの名称及び法人番号を記載すること。

７　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。